

# 21世紀にふさわしい教育を

「部落問題学習」を考える Q & A

—2016年版—

平成13年度末の「地対財特法」の失効により、特別措置としての同和対策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域は存在しません。このことについては、周知の事実であると認識しています。

(大阪府教委 民権連に回答)

2016年1月21日

大阪教育文化センター

「部落問題解決と教育」研究会

# 21世紀にふさわしい教育を

## 「部落問題学習」を考える Q & A | 2016年版 |

### — 内容 —

- Q 1 「部落問題」とは何ですか。 …… 1
- Q 2 「部落問題」の解決とは何ですか。 …… 2
- Q 3 「部落」「被差別部落」「同和地区」は今もあるのですか。 …… 3
- ▼ 中学校社会科 公民教科書の記述は時代錯誤。恐怖を育てる。 …… 4
- Q 4 「当事者」「部落民」「同和地区出身者」はどんな人ですか。 …… 5
- Q 5 部落差別はいつ、どうしてはじまったのですか。 …… 6
- Q 6 「部落問題学習」はどう考えればよいでしょうか。 …… 7
- Q 7 歴史学習についてどう考えたらいいですか。 …… 8
- Q 8 学校で教えたことが逆効果になったのは本当ですか。 …… 9
- Q 9 食肉や皮革の産業はどう考えればよいですか。 …… 10
- Q 10 地域フィールドワークはどう考えればよいですか。 …… 11
- Q 11 「部落民宣言」をどう考えればよいですか。 …… 12
- Q 12 インターネットに差別的な記事がありますが、どう考えればよいでしょうか。 …… 13
- ▼ 大阪府資料 すべてが部落差別の結果とはとらえられない。調査は不適切。 …… 14
- Q 13 同和对策事業を終了した理由は何ですか。 …… 15
- Q 14 行政のすすめる「人権教育」はどこが問題ですか。 …… 16
- Q 15 部落問題を教えないとすれば、どうしたらよいのでしょうか。 …… 17

Q1 「部落問題」とは何ですか。

A1 部落問題は封建時代の残りものです。

江戸時代までの日本の封建社会は身分をもとにする社会でした。明治以後の日本の近代化の中でも、地域社会の中では江戸時代の賤民身分につながりがあるとされた一部の地域が社会的差別をうけていました。これに対して、差別の解消をめざす運動が大きく広まりました。

しかし、天皇を頂点とする皇族・華族・士族などの新しい身分制度、地主制度、戸主制度など半ば封建的な体制のもとで解決されることはありませんでした。

これが現代の部落問題といわれた問題です。

戦後、日本国憲法の成立と国民の民主主義的意識の高まりの中で、部落問題は解決に大きく道を開きました。

1969年から始まった特別対策事業は国地方自治体あわせて15兆円が投入され、日本の高度経済成長とともに地域の状況を一変しました。

劣悪な地域の環境は改善され、周辺地域との格差もなくなりました。結婚や進学・就職も大きく改善されました。居住する人々の入れ替わりも激しく、誰が従来からの居住者か、誰がそうでないかも分からなくなりました。

国民の意識も封建的な意識からは大きく変化し、昔の身分を意識する人はもうありません。

Q 2 「部落問題」の解決とは何ですか。

A 2 部落問題の解決とは出身を意識しないこと。

今、「地区」指定もなくなり、分けへだてするものはいっさいありません。ふだんの暮らしをはじめ、結婚や就職においてもご先祖が江戸時代のどんな身分だったか、門地(家柄・血筋)などを意識している人はいません。ご先祖のことを話されても「そうだったんですか」で終わる話です。「私ら、おじいちゃんおばあちゃんまでは知ってるけど、その先は知らん」という人が多いのではないのでしょうか。友人や知人、家族の出身をまったく気にしない時代になっていきます。出自なんか意識しない、「そんなこと関係ないわ」、「誰もが人間として尊重されることが大事やろ」ということです。

今日においては、国籍・民族・性別等にかかわらず、誰もが尊重されなければならないことは常識となっています。

部落問題の解決も同じではないでしょうか。

まだ偏見や誤解を持つ人はいます。しかし社会としてそれが受け入れられることはありません。まわりの人がたしなめる社会になっています。それでも偏見や差別を押し通す人間は、まともな人間として相手にされません。

21世紀の日本では社会問題としての部落問題は基本的に解決しています。

Q3 「部落」「被差別部落」「同和地区」「同和地区」は今もあるのですか。

A3 大阪府教委「生徒から聞かれたとしても『今はもうないよ』という」

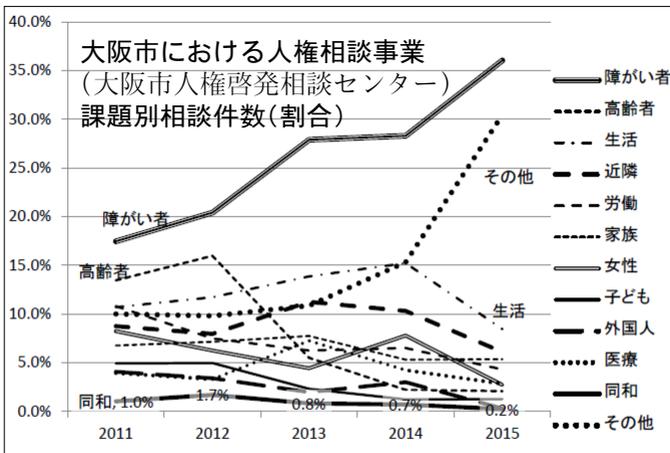
教科書には「被差別部落」「同和地区」というものがあつて、その出身者は「今もなお」差別されるというように書いています。

今はもう「部落」「被差別部落」「同和地区」はありません。

大阪府教育委員会も「生徒から聞かれたとしても『今はもうないよ』という」と繰り返し述べています。大阪市教育委員会も「ないといえます」と即答しています。

教科書の記述は事実をふまえていません。資料も20世紀のものが多く時代錯誤です。

困ったことです。教科書もまちがうという一つの例です。かつて特別対策をすすめるために、行政が地域を指定したことはありますが、それは事業のための線引きであり、「ここは部落」と行政が認定したものと誤解してはなりません。



## 中学校 公民教科書の記述は時代錯誤。恐怖を育てる。

教育出版 「結婚や就職の際に身元を調べられ、被差別部落の出身者であることがわかると、

婚約や採用を取り消されることが今でもあります」 p 45

清水書院 「被差別部落の出身者が就職や結婚をことわられたり、周囲から迫害をうけること

も少なくなかった」（即注）「こんにちまで実生活上の差別が残されている」 p 42

育鵬社 「今日でも結婚などのときの障害になったり」。本文は「対象地域」 p 69。コラム

は「被差別部落」 p 70。

帝国書院 「部落差別とは、被差別部落の出身者に対する差別」 「現在もまだ、さまざまな場

面で差別や偏見があります」 p 44

東京書籍 「部落差別とは、被差別部落の出身者に対する差別のことで、同和問題ともいいま

す」 「その後も就職、教育、結婚などで差別は続きました。」 「しかし、現在でも差別

は続いており」 p 46

日本文教出版 「権利や自由が、被差別部落の出身者に対して完全に保障されていないことを

さします」 「しかし今なお、就職や結婚などで差別がみられます」 p 52

※どの教科書も資料として同対審査申（1965年）を掲載。掲載部分に蔑称を含む例もある。

Q 4 「当事者」「部落民」「同和地区出身者」はどんな人ですか。

A 4 そんな人はいません。

大阪府教委は「誰が地区出身者か誰にもわからない」としています。

5 同和問題 「学ぶ」ことの意味を考える ◇では、「同和地区の人」って、誰のことをさすのでしょうか？ 結論 実は、誰も答えられないのです。(略)誰が「同和地区の人」なのか、誰も説明できないのです。(同「人権教育COMPASS 4」p91)

自分で名乗る人がいます。でも、ほんとうかどうか誰にもわかりません。ご先祖がどんな身分の人であったとしても「それがどうしたん？」というのが近代民主主義ではないでしょうか。

府教委の指導資料には「当事者の生徒、そうでない生徒」と書いてあります。

5 同和問題 生徒たちが自ら動く、つながる同和問題学習 当事者の生徒、そうでない生徒にとつても同和問題を契機に自己の課題に向き合うことができることを実感させる。(教材・指導案集「人権教育COMPASS 2」p38 大阪府教育センター)

自分で名乗る人がいても、行政が「あなたは当事者」他の子は「そうでない生徒」と認定してもよいのでしょうか。「部落」も「同和地区」もあります。当事者と当事者でない人という分け隔てをすることなく、同じ人間として協力共同しあう時代です。

Q 5 部落差別はいつ、どうしてはじまったのですか。

A 5 明治以後、江戸時代の身分制が崩れた中で、旧身分を理由に一部の

地域が社会的差別をうけていたことがはじまりです。

同対審答申(1965年)では「この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。」としています。

明治以後、江戸時代の身分制が崩れた中で、旧身分を理由に一部の地域が社会的差別をうけていたことがはじまりです。「賤民」身分の歴史として中世の「河原者」からのつながりを主張する研究者もいます。古代にさかのぼる研究者もいます。幕府が作ったという「政治起源説」や「宗教起源説」を主張する人は少なくなってきました。

まして個々の地域の成り立ちには分からないことが多いです。いつ頃史料に出てくると言っても、始まりが何か特定できる地域は多くありません。

人権教育と称して小学校で室町時代の河原者の学習に1時間かけるといって大阪府教育センターの指導計画は子どもたちにとって歪んだ歴史像を育てるものです。

**Q 6 「部落問題学習」はどう考えればよいでしょうか。**

**A 6 学校が部落問題を意識させています。教えることはやめましょう。**

特別対策法終了から14年。今の子どもたちは特別法時代を知りません。子どもたちや市民の暮らしの中に部落問題はありません。「部落」を意識して生活していません。知らなくても困ることはありません。どの調査結果を見ても、子どもが部落問題に出会うのは学校の授業とというのが多数です。学校が部落を意識させています。その結果、部落問題はいつまでたっても解決しない問題と認識させています。

2010年の大阪府民意識調査分析編でも「『同和問題は知らない』という人の人権意識が低いわけでもありません」としています(p53)。

「部落問題学習」として扱われているのは、賤民身分の歴史だけを時間をかけて教えたり、食肉・皮革・ゴミ収集・太鼓などを教材にしたりするなどパターン化されたものです。

それらは現代の部落問題とはいえません。逆に、賤民や食肉・皮革が地域と関わりがあるかのような先入観を持ち込むものと言えます。

小学校の教科書からは「部落」「同和地区」という名称や江戸時代の賤民身分の呼称が姿を消しました。府教委の人権教育指導資料集の小学校向けからも消えました。言葉を教えたことで子どもたちが口にして、それをまた問題として学習に熱中するという悪循環を断ち切りましょう。もう21世紀です。20世紀の遺物は過去のものとしましょう。

Q 7 歴史学習についてどう考えたらいいですか。

A 7 近世社会が身分をもとにした社会であったことを具体的にわかることが基本です。賤民身分だけとりたてて教えることは歴史像を歪めます。

小学校では、70時間の歴史学習で賤民身分についてふれる必要はありません。

中学校の歴史教育は、はじめて日本の歴史を世界の歴史と関連させながら学びます。

人類の誕生から現代までを通して社会の変化・発展を学ぶ機会でもあります。ですから、階級とか身分ということを前近代の学習でつかみとらせることが大切です。

幕府権力が北海道から沖縄までを支配するようになったことも欠いてはならないことです。

織豊政権から幕藩体制のもとで、武士と百姓、町人、賤民というように身分ごとにわけて支配されたこと、そのおのおのがどんなくらしをしていたのか、身分と職業・居住地は一体のものとして固定されたこと、それに対するたたかいが日常の生産活動を含めて展開された事実を知ることが中学で学習するなかみだと考えます。

このことを地域の資料をもとにして具体的に学びとらせるのが、中学の歴史教育です。賤民身分だけをとりたてて教えることは歴史像を歪めます。

Q 8 学校で教えたことが逆効果になったのは本当ですか。

A 8 5年前の府の調査にも結果が出ています。

「人権問題に関する府民意識調査報告書（分析編）」が2012年に出されています。そこでは、人権学習について次のようにコメントされています。

▼小学校、中学校、高校での学習が特に役に立った（一番印象に残っている）と回答した人において有意な効果が認められない。（p 69）

▼様々な学習形式の中で、効果のある学習形式を見出すことはできない（p 31）

▼「差別意識はさらに強くなっている」と認識している人の人権意識が高いわけではありません。また、「同和問題は知らない」という人の人権意識が低いわけでもありません。（p 53）

▼予期せぬ「効果」として、学習経験を積むほど、『就職差別や結婚差別は将来もなくすことは難しい』という悲観的な意識が広がったということも指摘しておかなければなりません。（p 73・74）

「予期せぬ「効果」とは白々しいものです。

1990年の府民意識調査でも、小中学校で解放教育読本「にんげん」を使って学習した者、大学で部落問題学習をした者、人権啓発講座を受けた者ほど、部落に対してマイナスイメージを持っていることが府民から指摘されていました。

Q9 食肉や皮革の産業はどう考えればよいですか。

A9 部落問題と結びつけて扱うことは、誤解や偏見を育てます。

校区にある産業を、子どもたちの発達段階に応じて学ぶことは意義あることです。町工場、サービス業、農業、商業など地域に応じて取りあげます。

しかし、実際の地域の仕事に学ぶことと関係なく「食肉」「皮革」「太鼓」などを人権と結びつけて教えると、子どもたちに、これらの仕事は「人権問題」なんだと認識させることになりません。町で焼肉屋さんを見て「被差別部落」と関連させてイメージすることにならないでしょうか。今の食肉産業や皮革産業は部落問題とは関係ありません。偏見のない子どもたちに、昔は「偏見があった」と教えたところで、偏見を学校が語り継ぐだけではないでしょうか。

「生き物を食べている」というもってもらいたい理由をあげている場合がありますが、それなら塩分以外、動物・植物すべて生き物を食べているわけで、牛肉にこだわる必要はありません。

Q 10 地域フィールドワークはどう考えればよいですか。

A 10 ここが「部落」、 「同和地区」という誤解を育てます。

フィールドワークと称して行政や研究団体、学校が、なにも知らない人を連れて来て、ここがかつての「部落」「同和地区」だと教えています。

現地へ行ったところで、他の地域となら変わることはありません。大阪府の調査でも生まれた時から住み続けている人は約1割。住んでいるから差別されるようなことはありません。もうそんな時代ではないのです。

住んでいる人の思い、「私たちの町を『ここが部落』と言う視線で見ないでほしい」、「行政が人を連れて見に来るのはもうやめてほしい」「私たちをさらしものにしなないで」という思いは無視されています。

フィールドワークで見ただけでは何もわかりません。とすれば、現地で聞く話がメインになります。そこで話す人は肩書きが何であっても結局は部落解放同盟(解同)の立場にたつ人です。大阪では行政はそういう人しか講師に選びません。

逆に言えば、部落解放同盟の支部のない地域では、フィールドワークなどと称して「ここが同和地区」と見に来ることなど地域住民が歓迎しないし、認めないのです。

21世紀になって15年以上経つのにまだ続けていることは、大阪の行政の歪みを示しています。子どもたちに「ここがかつて部落だった」と語り継ぐことはやめましょう。

Q11 「部落民宣言」をどう考えればよいですか。

A11 運動の持ち込みで、公教育では認められません。

「部落民」とは現在、部落解放同盟が使っていることばです。「自分は何者なのか」という自己同一性(アイデンティティ)にかかわる認識が必要で、「部落差別を受ける可能性」(社会的立場)を自覚し、部落民として生きていくことを引き受けるという主体の確立の問題だそうです。(参考)「『部落解放同盟綱領』解説のための基本文書」 2011年注)。

「部落差別を受ける可能性」という恐怖心を子どもたちに育てることは部落問題の到達点を踏まえていません。「部落民宣言」や「立場宣言」という形で部落解放同盟のこの考え方を教育に持ち込むのは、運動の持ち込みであり、公教育としては認めることができません。

今の時代に「武士宣言」や「公家宣言」をする人がいたら、周りの人はびっくりするでしょう。旧身分にこだわって生きていくことは封建制度にとらわれた生き方ではないでしょうか。

**民権連** 「部落民宣言」など特定の運動を学校に持ち込ませないこと

**大阪市教委** 公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく取り組む必要があります、学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会活動とを明確に区別することは当然 (2016年3月10日 民権連への回答 大阪市HPに掲載)

★民主主義と人権を守る府民連合(民権連)は、全国部落解放運動連合会大阪府連が前身。部落問題解決の到達点を踏まえ、運動体の名称から「部落」をなくすとともに、同和行政・同和教育の終結を求めている。大阪教職員組合と一貫して連携して活動。

Q 12 インターネットに差別的な記事があります。どう考えればよいでしょうか。

A 12 学校では現実に憲法（人権）を生かす力を育てよう。

府教委などは、部落問題が解決していない根拠に、インターネットの記述をあげます。

誰が書いたかわからない落書きと同じようにインターネットにも書き込む輩がいます。部落問題だけでなく見るのはばかりの情報如山ほどあります。

しかし、その様な書き込みが社会で受け入れられているわけではありません。

現実の社会では部落問題についての無責任な言動は受け入れられません。そんな言動をする人はまともな人間とはみなされません。今はそういう時代です。

「ヘイトスピーチ」のように差別や憎悪をおおる現実があります。社会的経済的権力など「強い者」が煽る競争社会のもので、個人が自己責任としてバラバラにされようとしています。だからこそ、学校では、目の前の子どもたちの現実にねざして、憲法が掲げる基本的人権の大切さとそれを実現していく力を子どもたちのものにするのが大切です。憲法が掲げる理想を実現していく主権者として子どもが育つよう励まし合いましょ。

子どもたちを真ん中に保護者や地域住民と手をつなぐ実践を通じて、信頼と協力の輪を広げていくことの大切さを確認したいと思います。

大阪府は、今日では、旧対象地域の課題はすべてが部落差別の結果と捉えることはできない。調査することも不適切としています。

## 旧同和対策事業対象地域の課題について

―実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて―

平成28年1月22日 大阪府府民文化部人権局

「行政データを活用した実態把握」及び「国政調査を活用した実態把握」の結果ならびに専門委員から聴取した意見から、下記のことと推認できる。

- 対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない。
- 対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。
- 対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない。

## 旧対象地域の調査は不適切

◆参考…対象地域における部落差別の影響の把握について(抜粋)

対象地域の所在地名は大阪府個人情報保護条例において、社会的差別の原因となる恐れのある個人情報として取り扱われており、原則として収集禁止とされているほか、個人情報の外部への提供が原則として禁止されている。特別対策としての同和対策事業が終了した現在においては、調査対象者に対して、居住地が対象地域であることを教示し、対象地域出身者であるか否か、差別体験があるか否かとのセンシティブな情報を収集する調査を実施することは困難である。また大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例では、興信所、探偵事業者及び土地調査等を行うものに対して対象地域に関する調査・報告を規制している。

規制当局である大阪府が行うことは不適切である。

Q 13 同和対策事業を終了した理由は何ですか。

A 13 環境改善や自立支援などで大きく成果。

これ以上続けると問題解決に逆行するからです。

1969年から始まった同和対策事業は、2002年の終了までに国・地方自治体合わせて15兆円が使われ、地域の環境は激変しました。劣悪な環境は改善され、住民の自立が促され、地域での交流がすすむとともに国民の意識も大きく変化し問題解決にすすみました。

同時にその事業をめぐって利権あざりと暴力が横行しました。地域改善対策協議会意見具申が指摘するように、行政の主体性の欠如、同和関係者の自立の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向など新しい問題が生じました。

2002年3月末に特別対策は終了しました。それは、①地域の状況が大きく変化した、②特別対策の継続は同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられない、③大規模な人口変動で対象を限定した施策は実務上困難という3点によるものです。（「同和行政史」総務省大臣官房地域改善対策室 2002年3月 p.78・79「特別対策を終了する理由」）

「地区や住民を行政が公的に区別して実施する特別対策の手法が、差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面があることも否定できない。」「マイナスのイメージの固定化につながりかねず」という矛盾が特別対策には伴います。行政や学校がいつまでもいつまでも「部落」や「同和地区」として特別扱いする限り、問題は解決しないのです。

Q14 行政のすすめる「人権教育」はどこが問題ですか。

A14 「基本的人権」を国民相互の心がけに矮小化しています。

政府の「人権教育」でいう「人権」は、公権力・社会的経済的権力（行政や企業など）と国民との間の問題（縦関係の問題）から目をそらし、国民相互の心がけ・モラルの問題（横関係の問題）に矮小化しています。

専制支配に対して民衆が勝ち取ってきた「人権」が、21世紀の日本では、政府が国民を教育するキーワードになっています。格差が広がる競争社会の中で、自己責任、関心・意欲・態度を問う「人権教育」になっています。各教育委員会の「人権教育」では原発事故、ブラック企業、パワハラなどによって基本的人権が奪われている現実を目を向けようとしません。

また、文科省・調査研究会議の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」には、世界人権宣言や子どもの権利条約はあっても日本国憲法は無視されています。憲法は社会科で教えるからというのです。憲法を生かし主権者として行動できる人をめざす人権教育か、憲法をスルーし責め立てる精神主義の人権教育かが問われます。

パワハラや長時間労働など教職員への人権侵害は常態です。教職員にするどい人権感覚を求め、子どもに数値目標で迫る「人権教育」は「人権」教育と言えるでしょうか。

2011年 全人教大会の講演で示された数値目標（講師は元文科省調査研究会議委員）

「『部落問題は被差別部落の友達の隣に座っている自分の問題』として捉え、自らのくらしと重ねて考えたり発言や行動できる6年生の子ども、50%をめざす」（小学校マニフェスト）

Q 15 部落問題を教えないとすれば、どうしたらよいのでしょうか。

A 15 子どもたちの暮らしに根ざし社会や人間についての認識を豊かに。

私たちに今何がこそ求められているのでしょうか。

一つ目は子どもを観が問われています。今日の子どもをどうとらえるのか、どうしたら、子どもの本物の姿が見えてくるのか。二つ目は、子どもたちの人間関係をどう作っていくのか、そして学級という集団をどう創造していくのか。三つ目は、人間形成と学力の鍵を握っている言葉の力と自己表現力をどう豊かにつけていくのか。四つ目は、親を「モンスター」などと敵対視せず、共同でどう子育てをすすめていくのか。

そうです、まさしく作文教育の出番なのです。(中略)現象面では攻撃的で不安定な姿を見せる子どもたちの中に、まっとうに育ちたい、大事にされたい、かしくなりたい、友だちと仲良くしたいという人間的な願いをきちんと読み取るということなのです。(土佐いく子『ぼくも書きたいことあるねん』—どっこい生きてるなにわの子—(なにわ作文の会 本の泉社2010年)序文)

子どもたちの暮らしに根ざしながら、①社会科学で社会のしくみや歴史の発展を学ぶ、②文学を通じて人間を考えていく、③作文を通じて子どもの生きる力を励ましあい共感を育てる、④自主的な活動をおおいに励まして要求や願いを実現していく取り組みをすすみましょう。

差別や偏見に出会っても正しく対処できます。ある青年教師は次のようにまとめました。明言です。「要するに『憲法と自治の力』を子どもたちのものにとということですね」

## 大阪教育文化センター「部落問題解決と教育」研究会

### これまでの発行資料

- ・Web「人権教育事典」 <http://jinken.main.jp/>
- ・2分でわかる部落問題解決と教育 2016年改訂版
- ・2分でわかる人権教育 2014年版
- ・パンフ「全国人権教育研究協議会を批判する」2013年
- ・パンフ「人権教育」Q & A 2013年
- ・パンフ「社会科教科書と部落問題」2015年

2016年5月28日

編集・発行

大阪教育文化センター「部落問題解決と教育」研究会

〒543-0021

大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館403号室

大阪教育文化センター

TEL. 06-6768-5773 FAX. 06-6768-2527

<http://osaka-kyoubun.main.jp/>

E-mail [kyoubun@minos.ocn.ne.jp](mailto:kyoubun@minos.ocn.ne.jp)